

相模原市公立保育所 活性化・民間移管計画

相模原市

目 次

I	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと計画期間	2
II	保育所の現状と課題	3
1	保育需要の増加	3
2	保育需要の多様化	3
3	地域の子育て支援	4
4	施設老朽化への対応と近代化	4
5	保育所経費等の増大	4
6	公立保育所の主な課題	5
III	課題の解決と役割をはたすために	8
III - 1	公立保育所の活性化	9
1	公立保育所の役割	9
2	公立保育所の活性化の方策	9
III - 2	民間活力の活用【一部の公立保育所民営化】	13
III - 3	公立保育所の民営化方法	14
1	移管を行う保育所の選定	14
2	民営化の手法	15
3	移管先の選定	16
4	円滑な移管	17
IV	計画の後期事業等について	18
V	計画の推進にむけて	19

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

21世紀をむかえ、社会経済情勢は少子・高齢化の進行をはじめ、ライフスタイルの多様化、経済の低成長など大きく変化してきています。

このような時代の流れの中で、明日の社会の基盤を支える子どもたちの健やかな育成と女性の社会進出・就労支援のため、増大、多様化する保育需要への対応と子育て支援対策の充実が望まれ、保育所が担うべき役割がますます増加しています。

相模原市では充実した保育サービスの提供と、子どもが健やかに育つ環境づくりの実現をめざして「新さがみはら子どもプラン」を定め、このプランの中で様々な保育所に係わる施策を定めています。

この「新さがみはら子どもプラン」をはじめとする保育・子育て支援施策を進め、保育所に望まれる役割を担い長期的な保育需要に応え、より良い保育環境を築いて行くためには、より有効な人材、財源の活用を図ることが必要になっています。

様々な需要に応じていくためには、公立保育所の事業実施率、運営経費の公民差などから公立保育所のあり方、運営について抜本的に見直しが必要となっており、これらの課題解決に向けて次の視点に立ち計画を策定しました。

1) 子どもの健やかな育成のために

保育を必要とする児童に子どもの視点に立った適切な保育の場を提供し、入所児童を取巻く生活・衛生環境の向上を図ると共に、在宅児童を含めた地域の子育て支援を拡充します。

2) 利用者の視点に立つ保育

子どもたちの家庭で過ごす時間、保護者とのふれあいを大切にしながら、働く親に子どもを安心して預けられる場所を提供し、子どもと親にとって“利用しやすい”保育所を目指します。

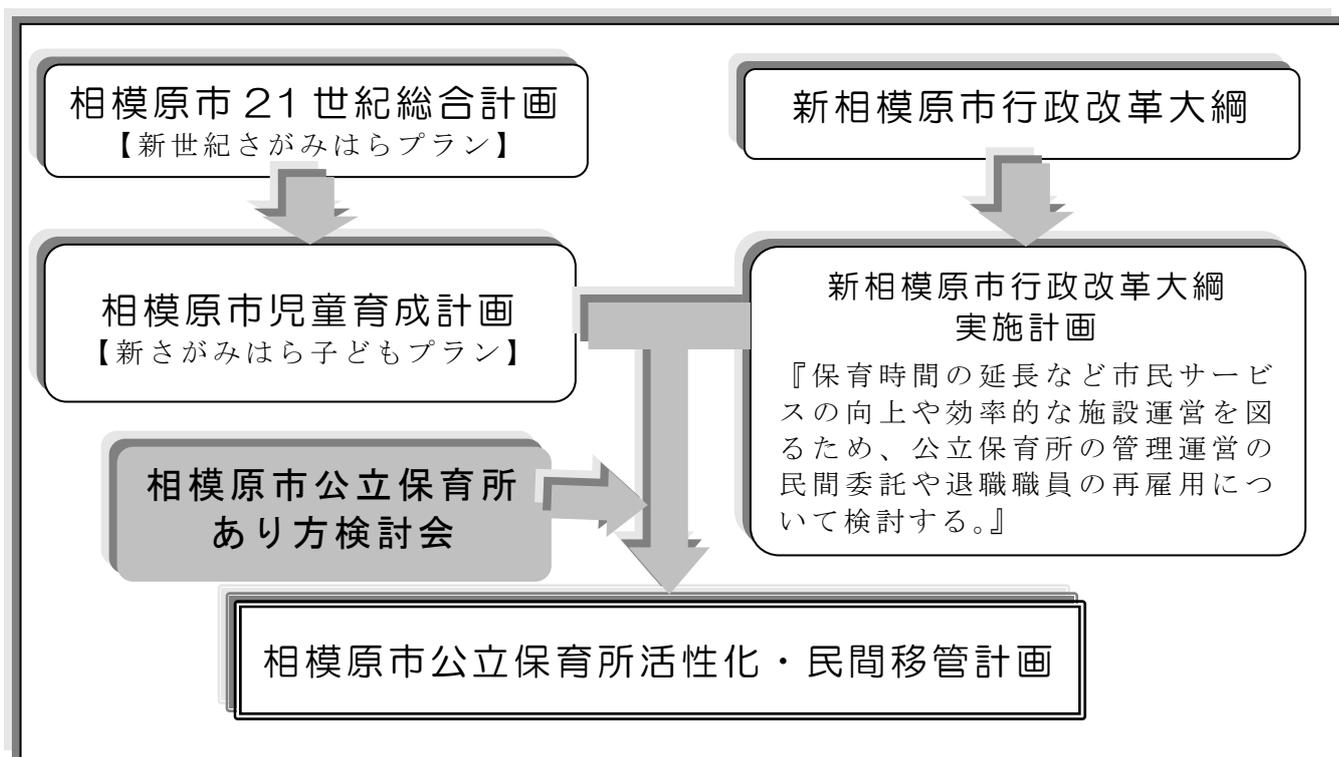
3) 人材と財源の有効活用

人材、財源を有効に活用することにより、保育需要の増加、多様化に対応すると共に保育環境の維持・向上に努めます。

2 計画の位置付けと計画期間

1) 計画の位置付け

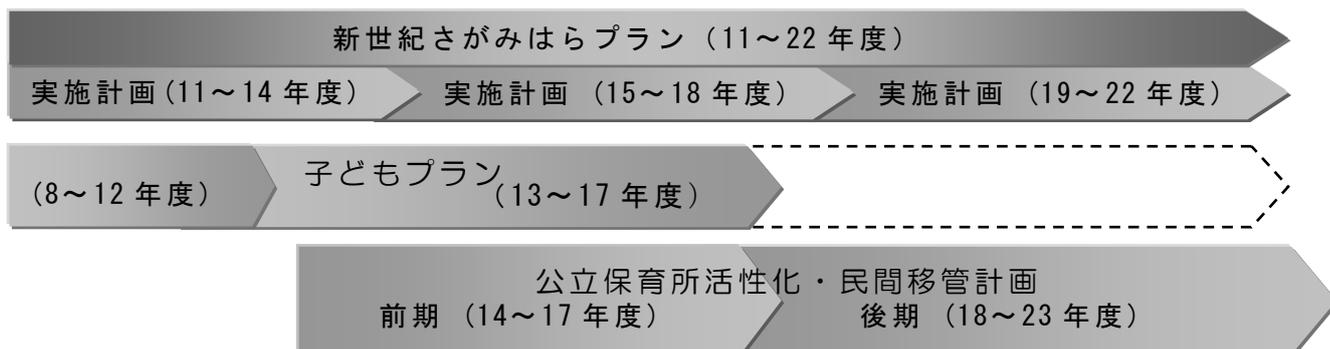
本計画は、「新さがみはら子どもプラン」における保育所に関わる目標を達成し、「新相模原市行政改革大綱実施計画」にもとづく市民サービス向上等を図るために、学識経験者等で構成された「相模原市公立保育所あり方検討会」の検討結果を踏まえ、公立保育所の活性化を図ると共に一部の公立保育所の運営に民間活力を活用することなどにより、子育て支援、保育施策の一層の充実をめざすものです。



2) 計画期間

この計画の期間は、平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 か年とします。

また、「新さがみはら子どもプラン」の目標年次は平成 17 年度となっていることなどを勘案し、平成 14 年度から平成 17 年度までを前期とし、平成 18 年度から平成 23 年度までを後期として 2 期に分けて計画を進めます。



Ⅱ 保育所の現状と課題

1 保育需要の増加

全国的に少子高齢化が進む中で、就学前児童の増加が続いていた相模原市でも平成 11 年度以降はその数が減少していますが、要保育児童は、女性の社会進出などから増加傾向にあり、今後も当面は保育所への入所希望者が増加するものと見込まれています。

要保育児童の増加に対しては、積極的に保育所の新設、分園の設置、施設の増改築による入所児童定員の拡大、定員弾力化（待機児童を減少させるため一定の範囲内で定員を超えて児童が入所できる制度）などの対応策により受入れを拡大しているものの、依然として待機児童が生じている状況となっています。

平成 13 年 4 月現在では、457 名の待機児童が生じ、今後も保育需要は増加が見込まれていることから、この状況を改善し、保護者の就労を支援するための対策が必要となっています。

待機児童の解消のため、平成 14 年度には保育所 3 園を新設するなどの対応を進めていますが、保育需要の増加傾向を考えると、今後も保育所の新設、改修などにより保育所の受入れ枠を拡大していくことが必要となっています。

2 保育需要の多様化

女性の社会進出及び、就労制限緩和などから保護者の雇用・勤務形態の多様化が進み、休日勤務、深夜・当直業務への従事、超過勤務（残業）などにより、保護者が保育所を利用したい時間帯も様々で、通常の保育所の開所時間だけでは対応が困難な状況となっています。

これらの状況から、延長保育、一時保育、夜間保育、休日保育などを実施し、保育所の受入れ体制を拡充しているところですが、今後も保育需要の多様化が進展することが見込まれ、現行の保育所の体制・機能だけでは子どもたちが適切な保育を受けられない状況となることが考えられます。

子どもたちが家庭で過ごす時間、保護者とのふれあいを大切にしながら、延長保育などの様々な時間帯に対応する保育事業を拡充し、充実した保育環境を提供することにより児童の健全な育成と、育児の負担がかかりがちな女性の社会進出を支援することが求められています。

3 地域の子育て支援

児童とその家庭を取巻く環境は、都市化、少子化、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭・地域での育児機能が低下すると共に、児童が他の子どもたちと接する場が限られ、社会性などを学習する機会が減少する傾向にあります。

また、保護者も身近な相談相手がいないなど、子育てに対する不安やストレスが解消されにくい状況にあり、児童の心身の発育に大きな支障を及ぼす児童虐待、育児ノイローゼの増加などの一因となっていることが考えられ、育児相談、育児情報の提供などの対応が必要となっています。

平成13年度当初では、就学前全児童の54.1%、3歳未満児の87.6%は保育所、幼稚園等に入所していない在宅児童となっている状況から、保育所に対しては「入所乳幼児を養育する」という基本的な目的だけでなく、在宅児童を含む家庭や地域への「子育て支援」が望まれています。

4 施設老朽化への対応と近代化

相模原市の保育所は、その多くが昭和40年代後半から50年代前半に建設され、約7割の保育所が建築後20年を超える状況で、保育環境を維持するため改修を重ねていますが、築30年を超える施設については老朽化が進み改築又は根本的改修が必要となってくるが見込まれています。

これらの保育所は老朽化だけではなく、設立当時、専用室を要する一時保育実施や乳児の受入れ拡大を想定しておらず、現状の保育所施設ではこれらの保育施策の拡充が困難となるなど保育事業推進に支障をきたしています。

また、保育環境を向上させるための冷房設備の導入、オープン保育（広いスペースで異年齢の子どもが主体的に活動する等）の拡大など近代的保育を実施するためにも施設の改築・改修が望まれています。

特に公立保育所は半数が建築後25年を超えているため、今後、改築・改修が集中的に必要となると考えられます。

5 保育所運営経費等の増大

平成2年度決算の一般会計総額は約1,264億円、保育の実施に要する経費（公立保育所及び民間保育所の保育所運営等経費の総額）は約47億円で一般会計に占める割合は約3.7%でしたが、入所児童の増大、多様化する保育需要に対応するための特別保育事業の拡充、施設改修などにより、平成13年度当初予算の一

一般会計総額は1,661億円、保育所運営等経費は約99億円で一般会計の約5.9%を占める状況となっており、2年度決算と13年度当初予算を比較すると、一般会計が約31%の増加にとどまる中で、保育所運営等経費は約110%の増加となっています。

今後も、入所児童数の増加及び特別保育の拡充による運営経費の増加、施設改修に要する経費の増加などが見込まれています。

図表①【入所児童数と一般会計及び保育所運営等経費の推移】

	2年度	6年度	10年度	13年度(当初)	対2年度比較増加率
入所児童数(人)	4,727	4,782	5,307	5,996	26.8%
一般会計 決算額(億円)	1,263.9	1,562.0	1,628.8	1,661.0	31.4%
保育所運営等 経費(億円)	47.1	63.4	74.1	98.7	109.6%
構成比	3.73%	4.06%	4.55%	5.94%	

* 「保育所運営等経費」＝「民間保育所費」－（家庭保育福祉員委託費）＋「保育所費」

6 公立保育所の主な課題

1) 特別保育の実施状況

本市では多様な保育需要に対応するため特別保育事業の充実を進めており、公立、民間保育所を合わせた市全体の延長保育の実施率は68%、一時保育の実施率は46%など各事業の実施率は全国の水準を大きく上回っています。

その内、民間保育所における実施状況は、全保育所で延長保育が実施されているほか、一時保育、乳児保育、障害児保育などの既存事業の拡充、夜間保育、休日保育などの新規事業にも積極的に取り組んでいます。

また、公立保育所においても全国の公立保育所と比較すると早くから延長保育、一時保育を実施し、産休明け保育についても平成13年度から全園で実施していますが、その後、延長保育、一時保育の実施率があまり上昇していない状況となっています。

図表②【延長保育、一時保育の実施状況（平成13年度）】

区 分		公立保育所 (全 18 園)	民間保育所 (全 32 園)	合計 (全 50 園)
延長保育	実施園数	2	32	34
	実施率	11.1%	100.0%	68.0%
一時保育	実施園数	3	20	23
	実施率	16.6%	62.5%	46.0%

2) 職員配置基準の差異

保育の実施には、児童の保育環境維持、安全管理などから適切な保育士の配置が必要で、国により職員の配置についての基準が定められています。

また、多くの市町村では通常の保育に関して、児童処遇向上のため、国の基準を上回る職員配置を行っており、相模原市では、公立保育所に独自の職員配置基準を設けると共に、民間保育所においても、神奈川県、相模原市独自の各種助成制度を設け、国の職員配置基準を上回る保育士を配置しており、通常の保育に関しては公立保育所と概ね同水準の正規保育士が配置されています。

また、通常の保育以外の特別保育を行う民間保育所に対しては、国の助成制度だけでなく市独自の助成費への加算を行っており、民間保育所は、この助成制度を基に正規保育士の勤務ローテーションの工夫や非常勤保育士を有効に配置し、特別保育における保育環境の向上を図っています。

一方、相模原市の公立保育所では特別保育実施の際に、正規保育士を中心とした職員配置基準を設けており、正規保育士の増員が必要になるなど、増大、多様化する保育需要に迅速、柔軟に対応することが困難となっています。

このため、民間保育所と比較すると延長保育、一時保育の実施率が低い状態となっています。

3) 運用の柔軟性

多様化する保育需要に対して一部の公立保育所では、延長保育、一時保育などに取り組んでいますが、その運営については、利用者の立場に立った運用が必要です。

相模原市の民間保育所は、様々な保育需要に柔軟な対応が図られており、延長保育では、日極め、繁忙時期、年度途中からの利用が可能であるなど働く親の実態に即した対応が図られています。

公立保育所では、延長保育を利用する場合に原則として入所時に登録が必要となっており年度途中、不定期利用などへの対応がとられていないなどの運用上の課題があります。

4) 運営経費

保育の実施には多くの経費を要するため、保育所入所児童の増加に伴い保育所運営経費が大幅に増加しています。

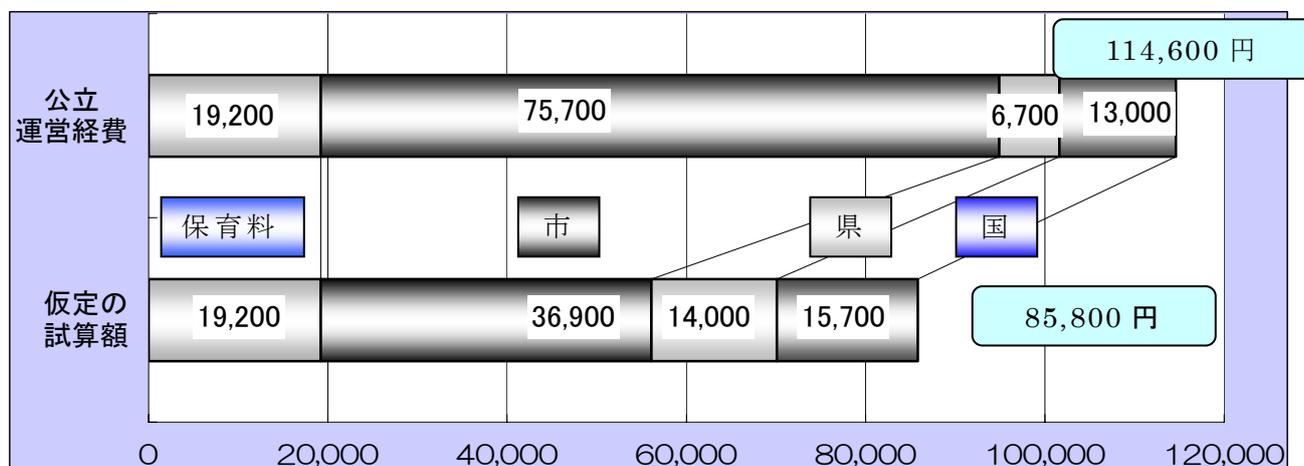
また、特別保育事業の実施に際しては、国の補助制度を基本に相模原市独自の助成制度を設け保育環境の向上に努めていますが、事業の拡充により経費が増加しています。

これらの経費は、公立保育所では人件費、食材・教材等の消耗品費、施設維持費などの経費となっていますが、民間保育所には主に運営費、補助金として支出され、民間保育所はこれらを財源として公立保育所と同様に人件費、消耗品費、施設維持費等に充当しています。

公立保育所と民間保育所の運営経費の差は、公立保育所で平成12年度に行った保育と同内容の保育を民間保育所で実施したと仮定した場合に支出する経費を比較すると、公立保育所が児童1人月額平均で約2万9千円高く、民間保育所の1.34倍となっており、保育所1か所の年額平均では約4,700万円高い状況となっています。

保育所運営経費の財源は、国、県からの負担金・補助金、保護者からの保育料と市の一般財源（主に市税など）となっており、より有効な活用が求められています。

図表③【運営経費児童1人当月額の財源別内訳（12年度決算）単位；円】



※ 公立保育所が実際に実施した保育内容を民間保育所が実施したと仮定した場合の運営経費と財源内訳の状況を試算した。

Ⅲ 課題の解決と公立保育所の役割をはたすために

少子・高齢化を迎える今日、明日の社会の基盤を支える子どもたちの健やかな育成と女性の社会進出・就労支援のため、「待機児童の解消」、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」、「老朽施設の改修、近代化」など増大、多様化する保育需要への対応と子育て支援対策の充実など保育所が担うべき役割が大きくなっています。

これらの課題への対応や保育所の役割をはたすため、様々な保育需要に応える保育事業を拡充する必要があり、相模原市では平成13年3月に策定された「新さがみはら子どもプラン」の中で延長保育、休日保育などの特別保育事業の推進、コミュニティ保育グループ支援など地域子育て支援のため保育所の機能拡充を図ることとしています。

このプランを始めとして、今後の保育施策を進めていく上で、公立保育所における特別保育事業等の拡大と民間保育所への助成制度拡充による特別保育事業等の促進が必要となっていますが、経済の低成長時代への移行により財源、人材の制約から保育事業の拡充が困難となりつつあり、より一層の工夫が求められています。

子どもたちを取巻く課題の解決、保育所の役割を担っていくためには、限られた人材、財源をより柔軟で効果的に運用することが必要であり、特別保育事業の実施率が低く、運営経費を多く要する公立保育所の運営について抜本的な見直しを行うことが必要です。

このため、今後、保育所に望まれている役割を踏まえながら、公立保育所の運営について、次のような見直しを図り、公立保育所、民間保育所が共に保育、子育て支援の充実を進めていきます。

- ・ **公立保育所の活性化**：公立保育所の行政組織の機関としての機能、特色を活かした在宅児童を含む地域子育て支援の推進と、公立保育所における延長保育等の拡充を図ります。
- ・ **民間活力の活用**：民間保育所は、保育需要の増加、多様化に対して柔軟な対応が可能で、公立保育所より低額な保育所運営経費で事業実施が可能であることから、民間の運営主体に一部の公立保育所の運営等に移管するなどの手法により民営化を進め、保育サービスの充実と人材・財源の有効活用による保育環境の向上を図ります。

Ⅲ - 1 公立保育所の活性化

1 公立保育所の役割

近年の保育需要の増加への対応及び、延長保育、夜間保育等利用希望時間帯の多様化への対応などには保育事業への柔軟性、効果的な財源活用から民間保育所を主体とした展開を進めることが有効です。

また、同様に現行の公立保育所の運営についても、民間活力を活用し、社会福祉法人などに運営を委ねる民営化も保育サービス向上の有効な方法です。

しかしながら、保育所に対しては「入所乳幼児を養育する」という基本的な目的だけでなく、多様な保育需要への対応と、在宅児童を含む家庭や地域の子育て支援が望まれています。

相模原市の保育、子育て支援の拡充については公立保育所、民間保育所が共に推進していますが、地域の子育て支援など従前の保育所の機能を超える需要には行政組織内の公立保育所の特色や機能を活かすことで、より充実が図られる事項があり、地域性を考慮しながら公立保育所はこの役割を担っていくことが必要となっています。

また、保育行政の推進には、子どもや保護者の視点に立ち、保育に対する需要を的確に把握することが必要で、日々の保育を実施していく中で子どもや保護者と接することによる情報が重要な意味を持っています。

行政が直接保育所の運営に携ることで、公立保育所から保育需要の実情や課題などの的確な把握が行なわれることにより、需要に即応した保育施策、子育て支援施策の推進を図ることができます。

2 公立保育所の活性化の方策

1) 公立保育所における子育て支援施策の展開

公立保育所は、在宅児童を含む家庭や地域の子育て支援施策の中で“公立”である特徴を活かし、学校、福祉事務所、保健所等の公立の組織、機関との連携を更に深め、保護者の育児不安解消、児童虐待防止など地域の子育て支援への対応を図っていくことが必要です。

相模原市の公立保育所は、独自にコミュニティ保育グループの支援など地域の育児支援への実績があり、今後も行政組織の機能特色を活かした業務について推進します。

【推進策】

次のような子育て支援業務などについて、公立保育所の特色、機能を活用する事業の具体化について検討と推進を図ります。

- ・ 児童虐待防止のための保育相談等の支援
- ・ 乳児検診時への応援等母子保健事業との連携による保護者への助言指導の充実
- ・ アレルギー、乳幼児突然死症候群への対応策等の情報収集と公立、民間保育所、保護者への情報提供
- ・ 子育て支援事業に関連する行政機関の情報、各種イベントを中心とした情報の収集と地域の保護者への提供
- ・ コミュニティ保育グループの活動支援
- ・ 感染症対策に関する調査、研究への協力等市関連機関への協力
- ・ アトピー性皮膚炎などアレルギーを持つ児童、多動児、要導尿児等の保育への対応
- ・ 小中学校の適応指導教室（不登校児童、生徒の受入れ）への対応
- ・ 保育所施設の地域開放と来園保護者への助言の充実による児童、保護者の交流促進と育児不安の解消
- ・ 各種育児教室の実施など、在宅児世帯への育児支援の拡充
- ・ 保育実習生、中・高校生保育体験の受入れ等、人材育成の促進
- ・ 認可外保育所への訪問による実態把握と助言などを実施による、認可外保育所の児童処遇向上の促進

【事業目標：平成14年度に保育士を含めた庁内検討組織を設置し検討を進めます。】

2) 公立保育所における特別保育への対応

保育需要の多様化に 대응するため、相模原市では特別保育の拡充に努めている中で、民間保育所では延長保育を全園で実施しているなど社会福祉法人が保育サービスの向上に大きく貢献していますが、近年は特別保育に対する需要も更に増加し現行の民間保育所だけでは需要に十分な対応ができない地域が生じてきています。

このため、今後も公立として運営を継続する保育所においては、地域子育て支援に重点を置きながら、時代の変化と共に多様化する保育需要に対応していくことが望まれています。

① 事業の拡充と職員配置基準の見直し

延長保育、一時保育など特別保育の実施には、正規保育士の増員、勤務ローテーションの工夫、非常勤職員を有効に活用するなど、内容に応じた適切な職員配置が必要です。

相模原市の公立保育所は、全国の公立保育所の中でも早期に延長保育、一時保育を実施し、産休明け保育を全園で実施するなどの実績がありますが、公立保育所は正規保育士の増員を主体とする本市独自の職員配置基準が設けられていることから、特別保育の拡充を進めることが困難な状況となっています。

今後、公立保育所における特別保育を拡充していくためには、より実態に即した職員配置に努め人材を有効に活用することが必要です。

【推進策】

特別保育を実施するために職員の加配を行う際は、特別保育の内容、利用者の状況、保育士の配置状況などから総合的に判断し、勤務ローテーションの工夫、再任用職員の活用など、様々な手法を検討し保育環境を維持しながら、職員配置基準の見直しを検討し特別保育事業の推進を図ります。

【事業目標】

① 延長保育実施園の拡大

勤務ローテーションの工夫、非常勤保育士の活用などを踏まえ、配置基準について見直しを検討し、平成 17 年度までに公立保育所における午後 6 時以降の 1 時間延長保育を新たに 5 園程度実施します。

② 一時保育実施園の拡大

定年退職保育士等の再任用による経験豊富な保育士の活用を図るなど、平成 17 年度までに公立保育所における一時保育を新たに 5 園程度実施します。

③ 乳児保育の拡充

公立保育所の民営化などにより生じる職員を活用し、年度当初から乳児受入れ枠の拡大に努めます。

④ 地域担当の機能集約

地域性を考慮し、地域子育て支援の中心となる保育所に機能を集約した中で、担当保育士の配置の見直しを行い、一時保育、乳児保育を拡充するための要員として活用を図ります。

② 事業への柔軟な対応

特別保育の実施に際しては、延長保育、一時保育などの実施保育所の拡充を図るだけでなく、その運用についても保護者の利便性向上と児童への適切な保育の場を提供するため、利用者の視点に立つ柔軟性をもつことが必要です。

働く親にとっては残業などやむを得ず通常の保育時間を超えることや、在宅児童世帯でも乳児を連れての外出が困難な場合もあり、実態に即した対応が望まれています。

【推進策】

公立保育所においても保護者の残業、変則勤務時などに必要な保育を受けることができない児童に保育の場を提供できるよう対応を図ります。

① 延長保育

日極め、繁忙時期の期間的利用、年度途中からの利用など様々な利用形態への対応を図ります。

② 一時保育

保育需要を勘案しながら土曜日の実施について検討を進めます。

また、一時保育負担金（利用料金）の支払いが保育所でできるよう対応を図ります。

* 民間保育所を含めた一時保育の利用条件の緩和（保護者のリフレッシュ、買い物時等による一時保育利用）について検討を進めます。

3) 施設老朽化と近代化への対応

一時保育、乳児保育の拡充のためには、専用室の設置、乳児室の拡張などが必要となりますが、従前の保育所では保育需要の多様化を想定しておらず施設的な対応が困難で、これらの保育事業拡充に支障をきたすことがあります。

また、近年では衛生環境、保育環境の向上のため冷房設備の設置、子どもの情操、社会性を養うためのオープン保育など近代的保育を進めると共に、地域子育て支援施策の展開をしていくための施設整備など、施設の改修が必要となっています。

民間保育所では、建築後 25 年を超える施設の改築が進んでいますが、公立保育所は半数が建築後 25 年を超えているため、保育需要への対応、近代的保育への対応を含めた増改築・大規模改修が必要となっています。

【推進策】

冷房設備の設置、改築・改修など計画的な公立保育所の再整備を進めます。

【事業目標：建築後年数、施設の状態などを考慮しながら増改築・大規模改修及び全室冷房設備設置を進めます。】

	14年度	15年度	16年度	17年度
冷房設備	3園	3園	5園	
改築・改修(着工)			*2園	1園

* 移管時の改築改修 1園を含む。

Ⅲ-2 民間活力の活用【一部の公立保育所民営化】

相模原市には認可保育所は 50 か所あり、この内、民間保育所は 32 か所で入所児童は全体の約 60%を占める状況です。

民間保育所は、特別保育の実施についても延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育などの拡充と共に、夜間保育、休日保育などの新たな保育事業への取組みにより本市保育施策に大きく貢献しています。

また、運営に要する経費についても、公立保育所の約 7～8 割程度となっています。

延長保育、休日保育など特別保育事業を実施するには、職員配置の対応などに柔軟な運営が必要となっており、特別保育事業等の推進に貢献している民間保育所の実績から民間活力の活用を図ることが有効です。

また、待機児童の解消、特別保育事業の拡充等の課題解決には施設新設、改修及び事業実施に係る助成制度の充実など多くの支出が見込まれ、財源を有効に活用する観点からも、一部の公立保育所を社会福祉法人等へ移管するなどの民営化により経費の軽減を図り、これらの事業を更に推進していきます。

【公立保育所の民営化による効果】

公立保育所の民営化に伴い財源、人材を活用し、次のような事業などを進め、保育環境の向上を図ります。

- ・ 民営化する保育所の受入れ枠を拡大すると共に、軽減される経費を充当し他の保育所においても受入れ枠を拡大し待機児童の解消に努めます。
- ・ 民営化する保育所において、2時間以上の延長保育、一時保育を実施すると共に、助成事業拡大による民間保育所の特別保育事業促進を図ります。

- ・ 乳児保育、一時保育などの公立保育所における特別保育拡充及び、保育所の栄養管理、保健衛生を更に向上させるため、民営化時に生じる人材を必要に応じて活用し事業の推進を図ります。
- ・ 建築後経過年数の長い保育所を中心に、保育所施設近代化のための改築・改修に努めます。

Ⅲ - 3 公立保育所の民営化方法

1 民営化を行う保育所の選定

1) 選定の考え方

現在、公立保育所は本庁地区及び全出張所所管区域に配置され、本庁地区、橋本地区、大野中地区は2か所、大野南地区は3か所に複数配置されています。

公立保育所は、地域に密着した地域子育て支援の拠点としての役割を担っていくため、原則として全出張所区への1施設の配置を基本として、地域子育て支援機能の強化・集中化を図り公立保育所が複数配置されている地区を優先して民営化を進めます。

民営化を行う際には当該保育所での延長保育の開始など特別保育の拡充が進められることから、利便性の向上、経費的効果等を考慮し通常保育、特別保育の需要が将来的にもより見込まれる保育所を優先します。

なお、本庁地区に設置されている2か所の公立保育所については、就学児童数等が他地区の2倍以上であること等の状況を勘案して、本計画では民営化の対象とせず、取扱いについて継続して検討していきます。

以上のことから、本計画においては、橋本地区、大野中地区の各1保育所と大野南地区の2保育所の計4保育所について民営化を進めます。

2) 民営化を行う保育所

橋本地区、大野中地区、大野南地区の3地区の中では、橋本地区の保育需要が最も高く、同地区内には平成14年度に民間保育所が新設されますが、就学前児童数の増加傾向など今後も最も保育需要の拡大が見込まれ、早期の保育需要への対応が必要となっています。

また、大野南地区では当面、保育所の新設等の計画がないことから、定員増などを含め保育需要への対応を図ることが必要となります。

大野中地区は、当面の保育需要の増加に対しては、平成14年度における民間

保育所の新設、大沼保育園の定員 30 名拡大により対応が可能と考えられ、近年中には就学前児童数も安定していくものと見込まれていますが、将来的な保育需要の多様化の傾向は進むものと思われまます。

よって、前記の地域的状況を踏まえ、保育需要、施設老朽化に伴う改築、改修時期などを考慮し民営化する公立保育所を選定します。

【推進策】

公立保育所の民営化を次のとおり進めます。

実施年度	出張所区	対象保育所	保育所選定の主な理由
17 年度	橋本地区	橋本保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅に至近で保護者の利便性が高く今後も保育需要の増加が見込まれている。 ・ 入所児童、待機児童が最も多い。 ・ 対象地区の保育所の中で最も古く、施設の改修後経過年数も最も長い。
20 年度	大野南地区	南大野保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童定員、入所児童数が最も多い。 ・ 鉄骨造りで早期の改修又は改築が必要である。
22 年度以降	大野南地区 大野中地区	保育需要の変動を考慮し、後期計画として平成 17 年度に別途選定します。	

*** 民営化時の事業充実内容**

- ・ 保育所の改築（冷暖房整備、オープン保育対応、30 名定員増、一時保育室設置、乳児室拡張等）
- ・ 一時保育、2 時間延長保育の実施など

2 民営化の手法

公立保育所を民営化する場合には、新たな運営主体について広く市外の団体等も選考の対象とするなど範囲を広げると共に、資産などの有無や経済力の差異ではなく、保育所運営上の内容を基準とした評価により優良な運営主体を選択することが必要です。

また、民営化の大きな目的の一つである柔軟な運営のため、現在の民間保育所同様、施設管理を含め施設の改修及び維持管理に対しても法人等の自主性を尊重できるような配慮が必要です。

なお、保育所の運営だけを民間に移管する「公設民営」の保育所では国による運営費の一部（民間施設給与等改善費＝民改費）が支給対象外となるなどの制約があります。

これらのことを考慮して、民営化の手法については、保育所の設置主体、運

営主体ともに民間に移行する「民間移管」を基本とします。

この場合の保育所用地については、移管先法人等へ無償貸与とします。また、保育所建物については、新たな運営主体が老朽化、定員増などに対応するために必要な施設整備を行うものとし、その経費については、原則として、国、市の補助制度により助成を行います。

3 移管先の選定

1) 運営主体の考え方

平成12年3月の児童福祉法の改正により、これまで原則、地方公共団体、社会福祉法人に限られていた保育所の運営主体が、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となりましたが、社会福祉法人以外の運営主体では施設整備に関する補助金の支出制限があること、規制緩和後の実施例が少なく保育所運営の実績評価が定まっていないなどの課題があり、公立保育所の移管先とする運営主体については、福祉の専門的な非営利の組織として多くの実績を有する社会福祉法人を移管先の対象とします。

なお、社会福祉法人以外の運営主体に対しては、新たな発想による保育サービスの実施、事業運営ノウハウの活用、運営経費節減などが期待されることから、前記の課題が改善された段階において、幼稚園等の運営実績のある学校法人、優良な認可外保育所を運営している個人、NPO、企業法人などについても公立保育所の移管先の対象として改めて検討を行います。

2) 運営に関する条件

公立保育所の移管は保育サービスの向上を図ることが目的であり、移管先法人は、各種保育サービスの拡充、保育環境の維持向上を図る体制をもつことが必要です。

【応募の条件】

- ① 職員配置など保育環境の維持向上が図られる体制が確保できること。
- ② 多様な保育需要に対応することため、市が指定する特別保育事業を実施すること。
- ③ 保護者の意向を尊重し、事業の継続性を保てること

【推進策】

移管先となる社会福祉法人の条件、移管時及び移管後の運営に関する条件などの詳細については別途に定めます。

3) 選定時の評価

より良い移管先法人を選定し、保育環境の向上に資するためには、保育内容、事業内容、社会福祉法人の安定性など各方面からの評価を行うことが必要です。

また、評価については各分野の専門的判断が求められることから、専門的知識を有する者の意見を求め、より、適正、公平な選定を行うことが必要です。

【評価の主な項目】

- ① 保育の内容に関すること（保育方針、職員配置等）
- ② 事業内容に関すること（特別保育、行事の実施内容等）
- ③ 運営主体に関すること（保育、福祉に対する法人の理念等）

【推進策】

移管先法人を選定するための基準並びに、各分野の専門的知識を有する者で構成される選考組織の設置について定めます。

4 円滑な移管

移管を行なう際には、児童が安心して身を委ねられるよう、保育士等職員が入れ替わることによる入所児童への影響を解消することが必要で、事前に移管先法人の職員が児童の状況を把握すると共に、児童、保護者と保育者が面識を持つことにより、移管当初から円滑な保育が実施されることが必要です。

そのために、移管先法人の職員を移管前の公立保育所に受入れ、保育園業務に従事しながら業務の引継ぎを行うなどの対応が必要です。

また、移管先の保育実施者、移管対象保育所の保護者及び市との相互理解を深め、意思疎通を図りより良い保育所運営をめざします。

【推進策】

① 移管円滑化のための助成制度

移管先法人が円滑な引継ぎをするため、職員を移管前の公立保育所において研修が受けられる制度を定め、その経費についての助成制度を設けます。

② 三者懇談会

移管対象保育所の保護者、移管先法人、相模原市の三者による懇談の場を設けます。

IV 計画の後期事業等について

本市の就学前児童数は減少傾向となっておりますが、女性の社会進出等の社会経済事情の変化により当面は増加が見込まれる保育需要も長期には流動的に変化していくものと考えられることから、基本的な計画期間は10年間としています。

また、「新さがみはら子どもプラン」の目標年度は17年度となっていることから、本計画については17年度までを前期、18年度以降を後期として2期に分けて計画を進め、本計画の主な事業目標等の目標年度は17年度としています。

本計画の後期となる18年度にむけて、保育需要の変動など社会情勢の変化を踏まえ、次の事項について改めて検討を進め、後期事業目標の再設定、計画推進方法の再確認などを行います。

- 1 公立保育所における延長保育などの特別保育事業実施、保育所の改築・改修など「新さがみはら子どもプラン」の計画期間終了後の目標の再設定をおこないます。
- 2 22年度以降に移管を行う大野南地区、大野中地区の移管保育所選定及び移管先法人等の選定を行います。

また、社会福祉法人以外の移管先の適否、本庁地区保育所の民営化実施有無についての検討と方向性を定めます。

V 計画の推進にむけて

本計画は、増大、多様化する保育需要への対応、子育て支援施策の充実のため、公立保育所のあり方、運営について抜本的な見直しの方策を位置付けたものですが、この計画の目標が、単に公立保育所における保育施策、子育て支援施策の拡充に留まるものではなく、公立、民間を問わず、子どもの最善の利益を優先した上で、全ての保育所の保育サービスの向上と子育て支援事業の拡充にあることから、本計画の推進にあたっては次のことに留意することとします。

1 公立保育所の活性化

- ・ 地域子育て支援事業については、民間保育所と共に推進すべき事業も多く、公立保育所の特色、機能を活用する事業の具体化を進める中で、民間保育所における拡充についても検討を進めます。
- ・ 公立保育所における特別保育への対応は、保育需要や利用者の利便性に配慮した運営が必要となりますが、そのためには、保育を実施する側の主体的な取り組み、意識の改革も重要な要素となり、その構築にも努めます。

2 公立保育所の民営化

公立保育所の民営化の目的は財源、人材の有効活用による保育環境の向上ですが、対象となる保育所の園児、保護者の不安感にも配慮し、説明会等の開催を十分に行い円滑な移行に努めます。